



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 7月11日金曜日 第1473号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	757
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	758
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	758
県営土地改良事業の工事の完了.....	758
肥料登録有効期間の更新.....	758
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	758
林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....	762
道路の区域変更（県道河中平井停車場線外）.....	763
道路の供用開始（ " ）.....	763
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	763
道路の供用開始（ " ）.....	764
開発行為に関する工事の完了.....	764
道路の位置の指定.....	764
訓 令	
麻薬取締員証に関する規程.....	764

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）..... 768

人事委員会公告

平成15年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告..... 768

平成15年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告..... 771

平成15年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告..... 773

平成15年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告..... 775

雑 報

工事の完了..... 777

任 免 辞 令

公営企業任免辞令..... 778

告 示

○愛媛県告示第1449号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成15年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300089113	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	岡 部 ヨシエ	児童居宅介護	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	平成15年 6月26日
38000300090111	いたわり有限会社AIG	西条市中西404番地1	秋 山 伸	児童居宅介護	ヘルパーステーションいたわり	西条市中西404番地1	平成15年 6月26日
38000300091119	合資会社あい愛ライフ	伊予郡中山町大字出淵2番耕地44の3	福 本 初 恵	児童居宅介護	あい愛ライフ	伊予郡中山町大字出淵2番耕地44の3	平成15年 6月26日

○愛媛県告示第1450号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成15年 7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100102116	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	岡 部 ヨシエ	身体障害者居宅介護	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	平成15年 6月26日
38000100103114	いたわり有限会社AIG	西条市中西404番地1	秋 山 伸	身体障害者居宅介護	ヘルパーステーションいたわり	西条市中西404番地1	平成15年 6月26日
38000100104112	合資会社あい愛ライフ	伊予郡中山町大字出淵2番耕地44の3	福 本 初 恵	身体障害者居宅介護	あい愛ライフ	伊予郡中山町大字出淵2番耕地44の3	平成15年 6月26日
38000100105119	医療法人恕風会	大州市徳森1512番地1	清 水 清 勝	身体障害者居宅介護	ヘルパーステーションひまわり	大州市徳森1512番地1	平成15年 6月26日

○愛媛県告示第1451号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成15年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200116115	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	岡 部 ヨシエ	知的障害者居宅介護	有限会社東予ケア・サービス	新居浜市垣生一丁目6番25号	平成15年6月26日
38000200117113	いたわり有限会社A I G	西条市中西404番地1	秋 山 伸	知的障害者居宅介護	ヘルパーステーションいたわり	西条市中西404番地1	平成15年6月26日
38000200118111	合資会社あい愛ライフ	伊予郡中山町大字出淵2番耕地44の3	福 本 初 恵	知的障害者居宅介護	あい愛ライフ	伊予郡中山町大字出淵2番耕地44の3	平成15年6月26日
38000200119143	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越 智 一 博	知的障害者地域生活援助	フレンドシップホームⅢ	今治市室屋町1-1-8	平成15年6月26日

○愛媛県告示第1452号

新居浜市垣生土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新居浜市垣生土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - 新居浜市垣生土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年7月14日から8月11日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所

○愛媛県告示第1453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、伊予市上吾川、稲荷、市場、中村、尾崎、本郡、森地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（土地改良総合整備事業・伊予西地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年7月14日から8月11日まで
- 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第1454号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により

公告する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
土地改良総合整備事業	伊予東地区	平成15年3月20日

○愛媛県告示第1455号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成21年7月22日	愛媛県第1196号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとお	宇和鉱業株式会社 愛媛県東宇和郡野村町大字野村5号111番地

○愛媛県告示第1456号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加戸守行

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡美川村黒藤川字ヨラキレ（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村笠方字菖蒲谷山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万町大字直瀬字成鈴山・大字上畑野川字遅越山・字行長山(以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字伊豆ヶ谷山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊豆ヶ谷山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村笠方字坂瀬山・字踏掛山・字相名山・大味川字面河山・字ソラメキ・字ハツヲ・字サキザコ・

字サル谷・字カマタキ・字大蔭奥・字日浦奥・字タカタル・字山ノ神・字金山休場・字ヒキケ谷・字山ノ神下(以上16字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字坂瀬山・字面河山・字ソラメキ・字ハツヲ・字サル谷(以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字面河山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東宇和郡野村町大字大野ヶ原字高樽山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村大味川字面河山・字大蔭奥・字日浦奥・字サルクボ(以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

8(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
温泉郡重信町大字上林字荒谷山・字大口山・字上ヶ成

山・字善神山（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒谷山・字善神山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 9(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
温泉郡川内町大字井内字根無山・字樽ヶ谷山・字梅ヶ谷山・字善神山・字鳥越山・大字河之内字南山（以上6字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字根無山・字鳥越山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 10(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字伊豆ヶ谷山・大字柳井川字大城山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字伊豆ヶ谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 11(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡河村大字味川字河ノ子山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字河ノ子山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 12(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字熊谷山・字猪伏山・字平サコ山・大字柳井川字黒滝山（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字猪伏山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪伏山・字平サコ山・字黒滝山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 13(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東宇和郡野村町大字大野ヶ原字高樽山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

14(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東宇和郡野村町大字大野ヶ原字小屋山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

15(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字伊豆ヶ谷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

16(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村笠方字坂瀬山・大味川字面河山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字坂瀬山・字面河山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

17(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字猪伏山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

18(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡小田町大字中川字小田深山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小田深山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

19(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
温泉郡重信町大字山之内字ニブ川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

20(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村大味川字面河山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 21(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村大味川字面河山・字サル谷・字ソヲメキ・字ハツヲ（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字面河山・字サル谷・字ソヲメキ・字ハツヲ（以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 22(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字猪伏山・字平サコ山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字猪伏山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 23(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村大味川字面河山・笠方字坂瀬山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字面河山・字坂瀬山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 24(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字猪伏山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 25(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村大味川字面河山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 26(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡面河村笠方字坂瀬山・大味川字面河山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1457号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
4	別子山村森林組合	宇摩郡別子山村甲474		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成	別子山村森林組合	宇摩郡別子山村
263	近 藤 清	宇摩郡別子山村甲257		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡別子山村
264	荒 井 富 子	宇摩郡別子山村		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡別子山村
265	近 藤 ハルコ	宇摩郡別子山村27		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡別子山村
266	近 藤 久 子	宇摩郡別子山村144		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡別子山村

○愛媛県告示第1458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河中平井停車場線	松山市水泥町944番5	旧	メートル 4.3～6.6	キロメートル 0.011	
			新	10.0～10.0	0.011	
"	松山川内線	松山市水泥町877番から 同市水泥町887番まで	旧	9.7～13.0	0.033	
			新	12.1～13.0	0.033	
"	"	松山市水泥町896番12から 同市水泥町903番2まで	旧	8.9～9.7	0.083	
			新	11.4～12.2	0.083	

○愛媛県告示第1459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市水泥町944番5	平成15年7月11日
"	松山川内線	松山市水泥町877番から 同市水泥町887番まで	"
"	"	松山市水泥町896番12から 同市水泥町903番2まで	"

○愛媛県告示第1460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字宇和川412番 1 から 同大字394番まで	旧	メートル 4.0~19.0	キロメートル 0.545	
			新	11.5~37.8	0.545	

○愛媛県告示第1461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字宇和川412番 1 から 同大字394番まで	平成15年7月11日

○愛媛県告示第1462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第14号 平成15年6月20日	伊予郡松前町大字昌農内字正仙寺430番4	伊予郡松前町大字西高柳255番地1 ライフタウン南海205 平 井 友 明
15松局建（開）第13号 平成15年6月30日	北条市辻字町浦1443番4、1443番20及び1443番55	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社 ミツワ都市開発 代表取締役 佐 伯 教 義

○愛媛県告示第1463号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
北条市小川字盛信甲34番4及び甲34番33
- 申請人の住所氏名
今治市別宮町一丁目2番地3
キスケ株式会社
代表取締役 山路 義則
- 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第20号

保 健 福 祉 部

麻薬取締員証に関する規程を次のように定める。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

麻薬取締員証に関する規程

麻薬司法警察手帳に関する規程（昭和29年愛媛県訓令第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第2項の麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

（麻薬取締員証）

第3条 麻薬取締員証の制式は、別図のとおりとする。

（身分証及び記章の提示）

第4条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

（麻薬取締員証の携帯等）

第5条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失することのないように特に留意しなければならない。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(届出)

第6条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(返納)

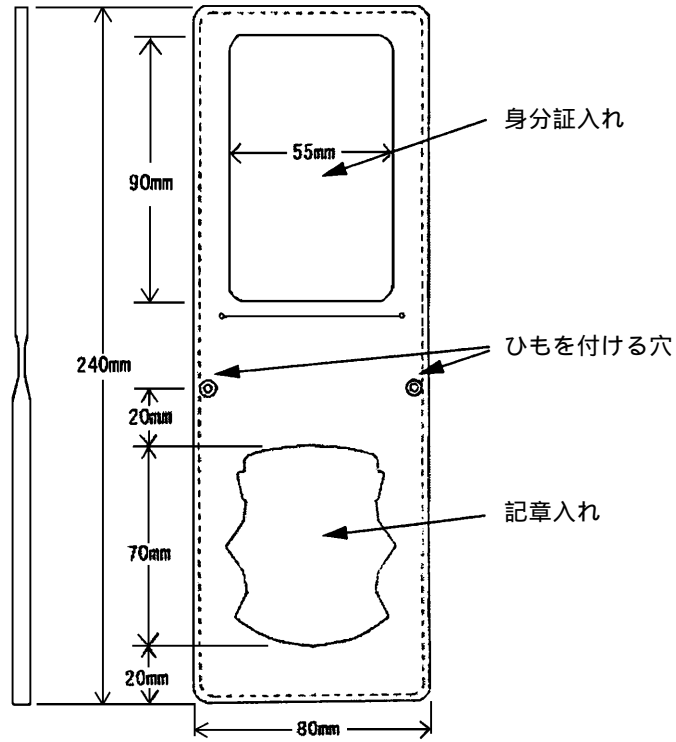
第7条 麻薬取締員は、麻薬取締員でなくなったときは、直ちに知事に麻薬取締員証を返納しなければならない。

附 則

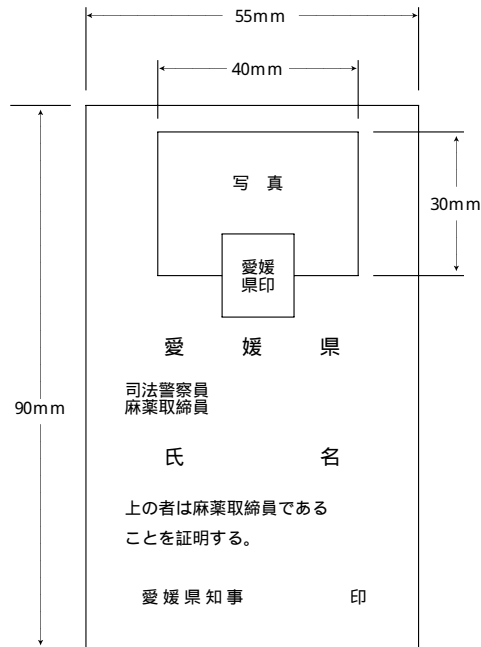
この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

別図（第3条関係）

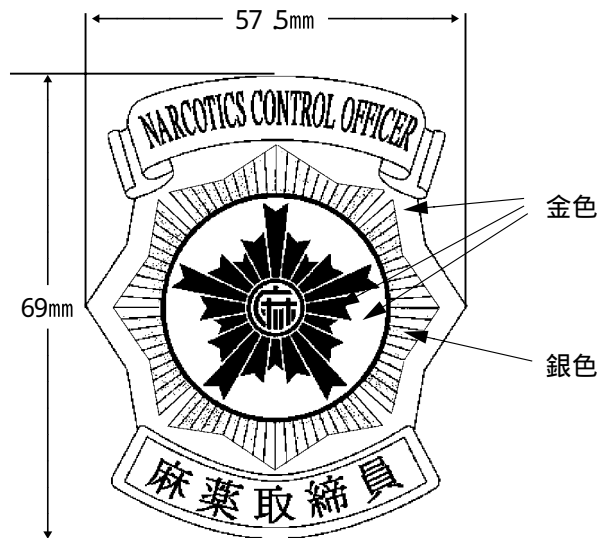
本体



身分証



記章



- 備考1 本体は、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設ける。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し又ははり付け、氏名を記し、県印及び知事印を押すものとする。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色又は銀色で表示する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年6月30日	特定非営利活動法人 ビエイブルツ	日 野 二 郎	松山市衣山5丁目1540番地1	この法人は、広汎性発達障害児をはじめ、広く市民を対象に、動物介助療法及び農作物の栽培や収穫等の作業療法を適用する事業を行い、障害児童の情動性と社会性の発達を促し自立を図ると共に日常生活の質的向上に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年6月30日	特定非営利活動法人 エイジングサポートセンター	三 好 明 夫	温泉郡重信町大字田窪1976番地6	本法人は、会員や市民に対して高齢者福祉に対する理解を深め、高齢者の人権を守り、生活の質の向上のために自立支援に関する相談や支援事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成15年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成15年7月11日

愛媛県人事委員会

（松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570）
電話（089）912-2826

平成15年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成15年8月8日（金）から9月5日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	3人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	3人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度	栄 養 士 2人程度	知事の事務局又は公営企業管理者の事務局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
	学校栄養士(A) 4人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校(共同調理場を含む。)に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。
短卒期業大程度	学校栄養士(B) 1人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校(共同調理場を含む。)に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生 年 月 日	学 歴 ・ そ の 他
行政事務	昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び平成16年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
学校事務		
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴
栄 養 士	昭和49年4月2日以降に生まれた者	次のいずれかに該当する者 1 管理栄養士の免許を有する者又は平成16年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者 2 栄養士の免許を有する者又は平成16年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者で、大学を卒業した者又はこれを平成16年3月末日までに卒業する見込みの者
学校栄養士(A)		
学校栄養士(B)	昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者	栄養士の免許を有する者又は平成16年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者。 ただし、学校栄養士(A)の受験資格に該当する者は、除く。

4 試験の方法

(1) 初級

ア 第1次試験

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。

(イ) 適性試験

公務員として職務遂行上必要な事務処理能力について、高等学校卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。

イ 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

- (ア) 口述試験
 - (イ) 作文試験
 - (ウ) 適性検査
 - (エ) 身体検査
- (2) 資格免許職

ア 第1次試験

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

(イ) 専門試験

各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験（択一式）を行います。

なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

イ 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(ア) 口述試験

(イ) 作文試験

(ウ) 適性検査

(エ) 身体検査

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成15年 9月28日 (日曜日)	午前9時から 午後0時5分まで	(1) 松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地) (3) 宇和島南高等学校 (宇和島市文京町5番1号)	平成15年10月中旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
		午前9時から 午後3時まで	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成15年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(1) 初級

行政職給料表1級3号給（現行給料月額 139,500円）

(2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
栄 養 士 学 校 栄 養 士 (A)	医療職給料表 (二) 2 級 2 号給 177,400円
学 校 栄 養 士 (B)	医療職給料表 (二) 1 級 4 号給 152,000円

8 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が9月22日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開 示 請 求 可 能 な 人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
栄 養 士 学 校 栄 養 士 (A)	解剖生理学、病理学、生化学、食品学、食品加工学、栄養学、栄養指導論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食管理（調理学を含む。）、食品衛生学、公衆衛生学、健康管理概論
学 校 栄 養 士 (B)	公衆衛生、栄養・臨床栄養、食品・食品衛生、給食管理・調理、栄養指導・教育

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成15年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成15年7月11日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790 - 8570
電話（089）912 - 2826

平成15年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成15年8月8日（金）から9月5日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
少年補導職員	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、交通指導、広報活動等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 昭和43年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者（昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成16年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。）

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成16年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を含む。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成16年3月末日までに修学する見込みの者

4 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

検査基準は、次のとおりです。

(ア) 身長 男子は、160センチメートル以上であること。

女子は、155センチメートル以上であること。

(イ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(ウ) 弁色力 完全であること。

(エ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日時	場所	合格発表
第1次試験	平成15年9月28日（日曜日） 午前9時から 午前11時45分まで	松山南高等学校 （松山市末広町11番地1）	平成15年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成15年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考（面接等）を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

(3) 採用者は、愛媛県警察本部において約50日間、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表2級2号給（現行給料月額 171,500円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続

<p>申込用紙の請求</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。</p> <p>なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。</p> <p>なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「少年補導職員申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。</p> <p>受験票が9月22日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p> <p>なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。</p>

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点 及び	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	総合順位	合格発表の日から1週間	

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成15年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成15年7月11日

愛媛県人事委員会

〔松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790 - 8570
電話（089）912 - 2826〕

愛媛県警察本部

〔松山市南堀端町2番地2 〒790 - 8573
電話（089）934 - 0110 内線2623・2624〕

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

平成15年8月21日（木）から9月12日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
21 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申し込み時には、次のことに注意してください。

- (1) 志望する都府県を第2志望まで選択できます。ただし、愛媛県を第2志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 第1志望の都府県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成16年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身 長 160センチメートル以上であること。
- (イ) 体 重 47キログラム以上であること。
- (ウ) 胸 囲 78センチメートル以上であること。
- (エ) 視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (オ) 弁色力 完全であること。
- (カ) 聴 力 完全であること。
- (キ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成15年10月12日 （日曜日） 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 （松山市真砂町1番） (2) 新居浜商業高等学校 （新居浜市瀬戸町2番16号） (3) 宇和島東高等学校 （宇和島市文京町1番1号）	平成15年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成15年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

* 愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

* 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給（現行給料月額 171,200円）、高校卒程度で公安職給料表1級2号給（現行給料月額 157,500円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

* 愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月6日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

（注）開示する試験結果は、愛媛県を志望した受験者にかかるもので、愛媛県以外の都府県を第1志望とした受験者にかかる試験結果の開示については、それぞれの都府県により取扱いが異なります。

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成15年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成15年7月11日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話(089)912-2826

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成15年8月21日(木)から9月12日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

4人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成16年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験(択一式)を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 155センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 45キログラム以上であること。
- (ウ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (エ) 弁色力 完全であること。
- (オ) 聴力 完全であること。
- (カ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成15年10月12日 (日曜日) 午前 学科試験 午後 身体検査	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成15年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成15年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給（現行給料月額 171,200円）、高校卒程度で公安職給料表1級2号給（現行給料月額 157,500円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の請求	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月6日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。 なお、郵便による場合は、あて先を明記して、所要の切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	総合順位	合格発表の日から1週間	

雑 報

○公 告

工事の完了について

次の対象事業に係る工事を完了したので、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1項第2号の規定により、次のとおり公告します。

平成15年7月11日

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 福 島 孝 一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 事業者の名称 住友金属鉱山株式会社
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 福島孝一
 - (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋五丁目11番3号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模、対象事業の実施区域並びに工事完了時期
 - (1) 名称 住友金属鉱山株式会社東予工場硫酸設備増強計

画

- (2) 種類 製造業に係る工場の規模の変更の事業
- (3) 規模 排出水量 246,100m³/日増加
- (4) 対象事業の実施区域 愛媛県西条市船屋字新地乙 145番地 1
- (5) 工事完了時期 平成15年6月28日

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員 香 川 麻 紀
 同 田 中 直 子
 同 松 岡 清 美
 同 國 田 晃 恵
 同 大 平 久 子

願により本職を免ずる(各通)

愛媛県技術吏員 寺 田 一 也
 同 廣 井 一 浩

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)
(各通)

7月1日

飛 田 文

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)1級を命ずる

技師を命ずる

県立南宇和病院勤務を命ずる

(県立中央病院) 松 原 円
 (同) 赤 瀬 未 来
 (同) 越 智 由美子
 (同) 大野木 真 理
 (県立新居浜病院) 上 松 由 佳

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(三)2級を命ずる

技師を命ずる

(頭書)勤務を命ずる(各通)